

総合評価落札方式以外の落札者決定方式の適用

平成 23 年 9 月 26 日
官民競争入札等監理委員会

1. 公共サービス改革法における落札者決定方式と課題

- (1) 公共サービス改革法に基づく入札対象事業の落札者決定方式としては、「透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する」(法第 3 条第 1 項)との基本理念の下、総合評価落札方式(価格点と技術点を演算により統合した総合評価値による決定方式)を適用してきた。
- (2) しかし、近時、法に基づく入札対象事業として、調達透明性や競争性に問題があるものなど多様な事業が選定され、その中には、事業実施のための技術が現状では未成熟又はある程度定型化しているなど、総合評価落札方式以外の新たな落札者決定方式を適用する必要性、妥当性のある事業も含まれており、この点についての対応が課題となっている。

2. 新たな落札者決定方式

- (1) 公共サービス改革法は、落札者の決定について、「官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法」及び「入札金額」の「書類のすべてについてその評価を行う」(法第 11 条第 1 項第 1 号、同項第 2 号、第 12 条。民間競争入札について第 15 条で準用)ものと規定している。
- (2) 1. の課題について、総合評価落札方式以外の新たな落札者決定方式であって(1)の規定に合致するものとしては、次の方式が考えられる。
 - ① 入札参加資格として、従来の必須項目及び加算項目(ただし評価基準が技術的に設定可能な範囲とする。)に係る提案書を求め、審査に合格することを条件として規定する(予決令第 73 条)。

- ② 入札参加資格審査として、実施府省が入札実施要項で定めた評価基準に基づき提案書を評価（適否判定）し、基準を満たす者を合格者とする。
- ③ ②の合格者による入札により、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定する（会計法第 29 条の 6 第 1 項）。

3. 新たな落札者決定方式の適用方針

- (1) 公共サービス改革法に基づく入札対象事業の落札者決定方式としては、総合評価落札方式を原則とした上で、次に該当する事業について、2. の新たな落札者決定方式の適用を可能とする。
 - ① 公共サービスの質の維持向上に関わる事業実施のための技術が現状では未成熟であり、提案書の評価基準が技術的に設定困難である事業
 - ② 当該技術が現状ではある程度定型化しており、民間事業者の創意と工夫に大きな差が生じにくいと想定され、提案書を一定の水準で適否判定することに妥当性がある事業
- (2) 新たな落札者決定方式の適用に当たっては、個々の入札対象事業ごとに、事業実施のための技術内容の現状（入札時の状況）を勘案し、その必要性、妥当性を判断する。